平成31年3月28日

毎週月.水.金曜日発

富山県報

号 外(2)

目

次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定

1

富山県選挙管理委員会告示第29号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成31年3月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

| 施設の種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
|-------|---------------------------|----------|
| 病院 | 流杉病院介護医療院 | 富山市流杉120 |
| 病院 | 温泉リハビリテーションいま泉病院 介護医療院 | 富山市今泉220 |

平成31年3月28日印刷発行

発 行 富